

第七節 長崎県衛生課と長崎病院

明治十二年十二月二十七日に整備され、独立した長崎県衛生課の初代課長に長崎病院長吉田健康が兼任したのは明治十三年二月二十八日であったが、又、吉田健康は陸軍々医が非職であったため、太政官より正七位の宣下も得ている。後年、衛生学を教授した吉田健康はこの時自ら衛生行政の任に當っていたのである。

さて、明治十二年のコレラの流行に当り、衛生事務に勉励した人々に対して賞典として金員が与えられることとなっていたが、人員二百三十名で、そのうち、県庁官吏及び長崎区内は四十名余りで、その他はすべて各郡吏及び区員であった。そしてその賞典の金高は四百五十円余であった（「長崎報告雑誌、第拾七号」）。毎年、コレラの流行に悩まされていた長崎では三月二十四日に至り、コレラ流行の地方で、各町村の協力のもとに春季中、道路溝渠、芥留は勿論、コレラに罹患した人の家屋は一層

清潔にして、消毒法を施行するべき旨の具達乙第六十四号が発せられた。コレラの流行を契機に、衛生行政は益進歩したのである。

さて、三月二十九日、長崎県では乙第六十七号を以て、長崎県衛生課事務章程を改正した。改正部分は第二章第二十一条で、条文は次の通りである。（「長崎報告雑誌、第廿三号」）

第二十一条 貸座敷并娼妓賦金ノ額ヲ査定シ之ヲ收入スル事
「長崎報告雑誌、第廿弍号」（明治十三年四月五日発行）に次の報告がある。

今般宮内卿より各府県へ特別なる御達書を謹誦するに、衛生の儀は濟世の急務に候処頻年悪疫流行各地方に於て予防方厚く尽力候得ども遂に比屋死亡一家滅絶に至り候儀も之ある趣き聞食され深く憫然に思食され候即今追々温暖の候に向ひ候に付てハ、叡慮を悩まさせられ衛生予防向格別行届き余焰再燃せざる様其筋厚く御沙汰在せられ尚衛生費として内

第七節 長崎県衛生課と長崎病院

車^の金^千円^下賜^ハリ候^条
様^精々^尽力^致す^べしと
叡^旨を^奉体^し病^源を^未萌^に消^除候

衛生に關する当時の關心を示すものとして掲げて置くが、長崎醫学校と長崎県衛生課とは、課長、校長の兼任ということだけでなしに、兼務するものが多かった。次に衛生課員高橋東吉が長崎醫学校に訓導兼務となった資料を引いて置こう。

「明治十三年七月一日発売、長崎県教育雜誌 第貳号」
(長崎県学務課編輯、長崎県師範学校印行)の雜報に次の記載がある。

○本県御用係衛生課高橋東吉ハ長崎医学学校訓導兼務ト為リ……(下略)

これに続いて、明治十三年度の衛生行政の跡を附記して置こう。

七月九日、伝染病予防規則が布告され、虎列刺病予防規則が廃止された。そして九月十日、伝染病予防心得書が達せられた。又、九月十五日、種痘医規則が改正され、伝染病に対する防疫事業は更に押し進められたので

ある。

なお、七月十七日、司薬場試験条令が改正され、十月六日、内務卿松方正義は日本薬局方撰定について太政官に伺書を出した。十一月五日、政府は中央衛生会に対し、日本薬局方撰定を委任し、内務省には日本薬局方編纂委員会が設けられ、永松東海、高木兼寛、柴田承桂、ランガルト、ゲールツ及びエイキマンが委員となった。又、十一月十日、各地の避病院存廢について調査がなされたが、同月、中央衛生令に薬局方撰定の委任があった。薬局方の制定は明治五年のゲールツのキニーネ鑑定を契機として徐々に仕事が続けられていたのである。